

実質化された人・農地プラン

市町村名	現在の人・農地プラン名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
日光市	落合地区（板橋、文挾町）	令和3年3月29日	令和3年3月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	192.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	148.3 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	50.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	13.9 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.0 ha
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

未整備の農地が多く、圃場が小さく不整形である。農道が整備されていない地域もあり、作業条件が悪いため農地集積の支障になっている。獣による農作物被害が多く、山林に面した農地の営農継続が困難である。今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が16.2ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

落合地区（板橋、文挾町）の農地利用は、地域の中心経営体である認定農業者2経営体、集落営農組織1組織が担うほか、入り作を希望する農業者や新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。地域の中小規模農業者のうち規模拡大志向農業者にも集積を進め、地域の農地全体における営農継続を図る。

注1： 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>未整備の圃場が多く、借り手の障害となっているため、基盤整備等の条件整備を行うことにより、担い手を育成し、農地の集積を図る。</p>
<p>地区内の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付けを行うこととし、入り作を希望する農業者や新規就農者を受け入れ、将来的には中心経営体への農地集積を目指していく。</p>
<p>地域の中小規模の農家が今後も経営を継続できるよう、農業機械・施設の導入、更新の際は補助事業を活用するなどして農家負担の軽減を図る。</p>
<p>獣害防止対策の取組 市鳥獣対策担当課と連携し、侵入防止柵や罾の設置を行い、被害発生防止、捕獲体制の強化に取り組む。被害により営農継続が困難な農地については、緩衝帯としての利用を検討する。</p>

（参考）農地の貸付等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないように留意してください。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引き受けの意向		
		経営作目	経営面積 (ha)	経営作目	経営面積 (ha)	農業を営む範囲
計	8人		41.1		48.1	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」
法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は
「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引き受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

中心経営体以外の農地の受け手

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引き受けの意向		
		経営作目	経営面積 (ha)	経営作目	経営面積 (ha)	農業を営む範囲
計	2人		3.0		8.0	